

体育・スポーツ施設現況調査要項

1 調査目的

体育・スポーツの振興に資するため、我が国における体育・スポーツ施設の設置者（学校、公共、職場等）別現在数や施設の開放状況等を明らかにし、今後の体育・スポーツ施設の整備計画策定等スポーツ振興施策の企画・立案に必要な基礎データを得ようとするものである。

2 調査対象

全国のすべての市区町村ごとに、当該市区町村内にある学校体育・スポーツ施設、公共社会教育施設等に付帯するスポーツ施設、職場スポーツ施設、大学（短期大学）・高等専門学校体育施設

3 調査の内容

調査の内容は次のとおり

A 学校体育・スポーツ施設の現況（国立大学法人の附属学校体育施設を除く）

B 公立学校体育施設の開放状況

C 公立社会教育施設等に付帯するスポーツ施設の現況

D 職場スポーツ施設の現況

E 大学（短期大学）・高等専門学校体育施設の現況（国立大学法人においては附属学校体育施設を含む）

4 調査の種別

調査の種別は次のとおり

A 学校体育・スポーツ施設調査〔公（組合立含む）私立（株式会社立含む）小・中・高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校、各種学校体育・スポーツ施設〕

B 公立学校体育施設開放状況調査

C 公立社会教育施設等に付帯するスポーツ施設調査（公民館、青少年教育施設、女性教育施設等に付帯する施設）

D 職場スポーツ施設調査

E 大学（短期大学）・高等専門学校体育施設〔国・公・私立（株式会社立含む）〕（国立大学法人においては、附属学校体育施設を含む）

5 調査方法

次の方法による全国悉皆調査とする。

(1)調査の種別のA～Cについて

文部科学省から各都道府県教育委員会を通じて、各市区町村教育委員会に対し調査を実施する。

(2)調査の種別のDについて

文部科学省から各事業所に対し実施する。

(3)調査種別のEについて

文部科学省から各国公私立大学（短期大学）・高等専門学校に対し調査を実施する。（国立大学法人においては、附属学校体育施設を含む）

6 調査期日

平成20年10月1日現在

7 調査票の提出期限

調査票の文部科学省への提出期限は平成21年1月9日とする。

8 調査票の取扱い

この調査に係る全ての調査票は、この調査の目的以外には使用しない。

9 調査結果の集計

この調査のすべての集計処理は文部科学省で行う。

10 結果の公表

この調査結果は、調査報告書その他刊行物によって公表する。

【施設種別の定義】（施設の内容と規模基準）

種類 番号	施設種別	内 容	規 模 基 準		
			規模 1	規模 2	規模 3
1	陸上競技場	主として、陸上競技を行うためにつくられた施設で、1周200m以上のトラックを有するもの。（トラック内にサッカー、ラグビー等を行う施設がある場合でも、陸上競技場として取り扱う。学校の運動場は、 <u>多目的運動広場として取り扱う。</u> ）	1周400mのトラックを有するもの	1周201m～399mのトラックを有するもの	1周200mのトラックを有するもの
2	野球場 ソフトボール場	固定したバックネットを有し、主として野球・ソフトボール専用のもの。	10,000㎡以上	6,600～9,999㎡	6,599㎡以下
3	球技場	サッカー、ラグビー、ハンドボール、ホッケー、その他これに類する球技専用のもの。	10,000㎡以上	6,400～9,999㎡	6,399㎡以下
4	多目的運動場	土地面積が992㎡以上のもので、必要に応じて各種スポーツが行えるもの。（学校の運動場を含む）	10,000㎡以上	4,000～9,999㎡	992～3,999㎡
5	水泳プール（屋内）	水面積150㎡以上のもの。	1,000㎡以上	400～999㎡	150～399㎡
6	水泳プール（屋外）				
7	レジャープール	流水プール、造波プールなどで、レジャープールとして使用されるもの。			
8	ダイビングプール	主としてダイビングに使用されるもの。			
9	体育館	競技用床面積132㎡以上の建物で、必要に応じて各種スポーツが行えるもの。	1,300㎡以上	660～1,299㎡	132～659㎡
10	柔道場	主として柔道専用のもの。	128畳以上	40～127畳	39畳以下
11	剣道場	主として剣道専用のもの。	200㎡以上	67～199㎡	66㎡以下
12	柔剣道場（武道場）	主として柔道・剣道に使用されるもの。	400㎡以上	200～399㎡	199㎡以下
13	空手・合気道	主として空手・合気道専用のもの。			
14	バレーボール場（屋外）	屋外にあって規定のコートを有し、もっぱらバレーボールに使用されるもの。（運動場の一部に区画をつくり、バレーボール専用に使しているものも含む。また、屋上コートも該当する）			
15	庭球場（屋外）	屋外にあって規定のコートを有し、もっぱらテニスに使用されるもの。（運動場の一部に区画をつくり、テニス専用に使しているものも含む。また、屋上コートも該当する）			
16	庭球場（屋内）	屋内にあって規定のコートを有し、もっぱらテニスに使用されるもの。			
17	バスケットボール場（屋外）	屋外にあって規定のコートを有し、もっぱらバスケットボールに使用されるもの。（運動場の一部に区画をつくり、バスケットボール専用に使しているものも含む。また、屋上コートも該当する）			
18	相撲場（屋外）	規定の大きさの土俵を有するもの。			
19	相撲場（屋内）	規定の大きさの土俵を有するもの。			
20	卓球場	主として卓球に使用されるもので、規定の卓球台を3台以上有するもの。			
21	弓道場	弓道の試合（近的）が行えるもの。			
22	アーチェリー場	射場と的との距離が25m以上あるもの。または、14ショット以上の射場のあるフィールドアーチェリー場。			
23	馬場	20m×60m以上の規模を有し、必要な設備があって競技が行えるもの。			
24	アイススケート場（屋内）	滑走面積が300㎡以上のもの。			
25	アイススケート場（屋外）	滑走面積が1,500㎡以上のもの。			

種類 番号	施設種別	内 容	規 模 基 準		
			規模 1	規模 2	規模 3
26	ローラースケート・ インラインスケート場（屋内）	滑走面積が 300 m ² 以上のもの。			
27	ローラースケート・ インラインスケート場（屋外）	滑走面積が 300 m ² 以上のもの。			
28	山の家・林間学校等の 施設（山小屋、避難小 屋を含む）	県・市区町村・団体等が登山・林間学校等のために指定しているもの。			
29	トレーニング場	屋内、屋外にあって、ウェイトトレーニングやサーキットトレーニング等のための設備を有し、もっぱらトレーニングに使用されるもの。（学校の運動場の一部に独立した区分を設けて、常設されているトレーニングコースも含む）			
30	レスリング場	固定したマットを有し、もっぱらレスリングに使用されるもの。			
31	ボクシング場	固定したリングを有し、ボクシングに使用されるもの。			
32	ダンス場 （ダンススタジオ）	主としてダンスに使用されるもの。（エアロビクス等のスタジオを含む）			
33	射撃場 （ライフル・拳銃・ クレー等）	ライフル、拳銃競技が行われるもの。または、クレー放出機器を備え、競技が行えるもの。（光線銃を含む）			
34	ゴルフ場	9ホール以上あり、競技が行えるもの	18ホール 以上	17～9 ホール	
35	ゴルフ練習場	打席が 10 以上、打席からの的までの距離が 20 ヤード（約 18.3m）以上あるもの。			
36	ボウリング場	12 レーン以上の規模を有するもの。			
37	漕艇場	艇庫を持ち、水路の幅が 30m 以上、長さが 1,100m 以上あり、競技が行えるもの。			
38	ゲートボール クロッケー場	県・市区町村・団体等が、ゲートボール・クロッケー場として指定しているもの。			
39	スカッシュ・ ラケットボール場	主としてスカッシュやラケットボールに使用されるもの。			
40	ヨット場 （マリーナ）	艇庫をもち競技が行えるもの。			
41	スキー・ スノーボード場	ロープトウ・リフト・ゴンドラ・ジャンプ台のうちいずれか 1 つ以上を有するもの。			
42	キャンプ場	県・市区町村・団体等がキャンプ場として指定しているもの。			
43	ハイキングコース	県・市区町村・団体等がハイキングコースとして指定しているもの。			
44	サイクリングコース	県・市区町村・団体等がサイクリングコースとして指定しているもの。			
45	オリエンテーリング コース	県・市区町村・団体等がオリエンテーリングコースとして指定しているもの。			
46	ランニングコース	県・市区町村・団体等がランニングコースとして指定しているもの。（学校のランニングコースも含む）			
47	冒険遊具コース	フィールドアスレチックなど冒険遊具を組み合わせてコースとしているもの。（学校の運動場の一部に区分してつくられた同様の内容を有する常設のものも含む）			
48	海の家・海水浴場等の 施設	県・市区町村・団体等が海水浴場として指定しているもの。			
49	河川・湖沼等の遊泳場	県・市区町村・団体等が遊泳場として指定しているもの。			
50	スカイスポーツ施設	県・市区町村・団体等がパラグライダー、ハンググライダー等のスカイスポーツを行う場所として指定しているもの。			
51	その他	上記 1～50 以外のもの。			